

地域限定保育士試験における保育実技講習会について

1 保育実技講習会の目的

保育士試験受験者の合格後の保育士としての質を確保しながら、受験者に多様な選択肢を提供する観点から、地域限定保育試験において、筆記試験合格者が保育実技講習会の受講を修了した場合に、当該地域限定保育士試験の実技試験を免除できることとすることにより、多様な保育人材の参入を推進する。

2 保育実技講習会の受講対象者

保育実技講習会の受講対象者は、地域限定保育士試験を受験し、筆記試験の全科目に合格した者（以前に筆記試験に合格し、地域限定保育士試験における筆記試験が免除されている者を含む。）であって、実技試験を受験していない者とする。

3 保育実技講習会の実施機関

保育実技講習会（以下「講習会」という。）の実施機関は、地域限定保育士試験を実施する都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）のほか、別表に定めるすべての科目について講習を行うことができる指定保育士養成施設又は都道府県等が認めた機関であって、別表に定める内容以上の講習会を適切に行うことができる者とする。

4 講習会実施の届出等

（1）都道府県等以外で講習会を実施する者（以下「講習会実施者」という。）は、講習会の実施前に、地域限定保育士試験を実施する都道府県知事又は指定都市市長（以下「都道府県知事等」という。）に対し、指定保育士養成施設にあっては様式1による届出をすること。また、指定保育士養成施設以外の機関が実施する場合は、様式2による申請書を提出し、都道府県知事等の承認を受けること。

（2）講習会実施者は、当該講習会の修了後、速やかに様式3による講習会修了者名簿を都道府県知事等へ提出すること。

なお、講習会実施者の側においても、受講生からの事後的な照会等に対応できるよう、講習会修了者名簿を適切に管理しておくこと。

5 講習会の内容

（1）講習会の具体的な内容は、別表の内容以上とすること。

また、別表の内容を全て1つの実施機関が実施することを基本とすること。

（2）講習会の実施に当たっては、科目ごとの教育内容について一貫性及び統一性が確保され、効果的な授業の運営が行われるよう配慮すること。

（3）講習会において実施する保育実践見学実習については、別添「保育実践見学実習実施要領」を参考に実施すること。

6 講習会の受講者に対する評価及び修了証の交付

(1) 講習会の受講の修了については、原則として、受講者が全ての時間に参加したことをもって受講を修了したものとする。ただし、受講者の受講態度が不適切であった場合には、講習会の受講を修了していないものとする事ができる。

なお、講習会の受講を修了していないと判断するに当たっては、実施機関が予め評価基準を準備し、適正に評価を行うものとする。

(2) 実施機関は、当該講習会の受講を修了した者に対し、様式4による修了証を交付すること。

7 講習会の講師等

(1) 講習会の講師は、次のいずれかに該当する者であることが望ましいこと。

ア 学校教育法に基づく大学、大学院又は短期大学の教授、准教授、助教又は講師として5年以上の教歴を有する者

イ 指定保育士養成施設において教科担当専任教員として5年以上の教歴を有する者

(2) 講習会には、保育の表現技術全般にわたる教育内容の編成の総合調整や講習会実施後の教育内容の評価を適切に行う能力を有する教育内容編成主任を置くこと。なお、教育内容編成主任は、(1)のイに該当する者であることが望ましいこと。

また、教育内容編成主任は、講師と兼務しても差し支えないこと。

8 講習会の施設設備

実施機関は、当該講習会の実施期間中専用に利用できる教室を確保するとともに、演習を行うための演習室を確保できることが望ましいこと。

9 講習会の開講時期及び開講パターン

実施機関は、現に就労している受講者が円滑に講習会を受講することができるよう、開講時期について、夏期休暇又は冬期休暇等を活用した集中的な実施や複数の時期に分割した実施とし、また、開講パターンについて、平日・昼間の開講に限らず、休日・夜間に開講するなど、受講者の便宜に配慮した工夫を行うこと。

10 その他

実施機関名、主たる事務所の所在地、電話番号及び会場等の講習会の実施に係る内容については、実施する地域限定保育士試験を実施する都道府県等のホームページにおいて公表すること。

(別表)

科目名	区分	時間	ねらい	教育に含むべき事項
保育の表現技術 (音楽表現)	演習	360分 (4コマ)	1. 保育の内容を理解し、子どもの遊びを豊かに展開するために必要な知識や技術を習得する。 2. 音楽表現、造形表現、言語表現等の表現活動に関する知識や技術を習得する。 3. 表現活動に係る教材等の活用及び作成と、保育の環境構成及び具体的展開のための技術を習得する。	(1) 子どもの発達と音楽表現に関する知識と技術 (2) 身近な自然やものの音や音色、人の声や音楽等に親しむ経験と保育の環境 (3) 子どもの経験や様々な表現活動と音楽表現とを結びつける遊びの展開
保育の表現技術 (造形表現)	演習	360分 (4コマ)		(1) 子どもの発達と造形表現に関する知識と技術 (2) 身近な自然やものの色や形、感触やイメージ等に親しむ経験と保育の環境 (3) 子どもの経験や様々な表現活動と造形表現とを結びつける遊びの展開
保育の表現技術 (言語表現)	演習	360分 (4コマ)		(1) 子どもの発達と絵本、紙芝居、劇(人形劇含む)、ストーリーテリング等に関する知識と技術 (2) 子ども自らが児童文化財等に親しむ経験と保育の環境 (3) 子どもの経験や様々な表現活動と児童文化財等とを結びつける遊びの展開

科目名	区分	時間	ねらい	教育に含むべき事項
保育実践見学実習 (事前指導)	講義	60分	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育実践見学実習を行うに当たっての配慮事項やポイントについて理解する。 2 保育実践見学実習でどのようなことを学びたいか、あらかじめ考える機会とする。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育実践見学実習の目的 2 保育実践見学実習のポイントと配慮事項
保育実践見学実習	実習	1日 実質 (6時間)	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育所や児童福祉施設の役割や機能を具体的に理解する。 2 保育士の業務内容や職業倫理について理解する。 3 保育現場における保育の表現技術の実際について理解する。 	<ol style="list-style-type: none"> (1) 保育実践見学実習による保育現場の理解 <ul style="list-style-type: none"> ・保育所や児童福祉施設の生活と一日の流れ ・子どもの観察とその記録 ・子どもへの援助やかかわり ・保育計画や子どもの発達過程に応じた保育内容 ・子どもの生活や遊びと保育環境 ・子どもの健康と安全 (2) 専門職としての保育士の役割と職業倫理 <ul style="list-style-type: none"> ・保育士の業務内容 ・職員間の役割分担や連携 ・保育士の役割と職業倫理 (3) 保育現場における保育の表現技術の実際 <ul style="list-style-type: none"> ・保育における保育表現技術の実際 ・状況に応じた保育表現 <p>保育実践見学実習の最後に30分程度、実習施設の保育士との質疑応答等を行う。</p>

科目名	区分	時間	ねらい	教育に含むべき事項
				<p>保育実践見学実習終了後、受講者の態度や行動等について、実習先の施設から講習実施機関に伝達する。</p> <p>保育実技講習の実施機関において、やむを得ない事情等により、保育実践見学実習を実施することが困難な場合は、保育実践見学実習に代えて、映像等を活用した演習により行うことも可能とする。ただし、この場合において、「ねらい」及び「教育に含むべき事項」の内容を網羅して実施すること。</p> <p>保育実践見学実習における、児童の午睡の時間帯や保育現場見学実習終了後に、レポートを作成、提出させること。</p>
保育実践見学実習 (事後指導)	演習	120分	保育実践見学実習の事後指導を通して、保育実践見学実習の総括と自己評価を行い、新たな課題や学習目標を明確にする。	<p>事後指導における保育実践見学実習の総括と課題の明確化</p> <p>(1) 保育実践見学実習の総括と自己評価</p> <p>(2) 課題の明確化</p>

保育実践見学実習を実施することが困難な場合においては、保育実践見学実習と事前・事後指導は1の科目として実施すること。

計 21時間 + 1日 (27時間)

保育実践見学実習1日を6時間として算定

様式1

平成 年

都道府県・市地域限定保育士試験における保育実技講習会実施届出書

講習会の名称		
指定保育士養成施設の名称		
指定保育士養成施設の主たる事務所の所在地等		
講習会を実施する会場の所在地 (都道府県又は指定都市単位)		
開講期間		受講定員
教育内容編成主任の氏名		
講習会の内容		
科目名	開講時間	担当講師の氏名
保育の表現技術(音楽表現)		
保育の表現技術(造形表現)		
保育の表現技術(言語表現)		
保育実践見学実習(事前指導)		
保育実践見学実習		
保育実践見学実習(事後指導)		

(注)開催要綱等、講習会の内容がわかる資料を添付すること。

当講習会の内容は、上記のとおりです。

平成 年 月 日

指定保育士養成施設名:

指定保育士養成施設代表者氏名:

印

様式2

< 番号 >
平成 年 月 日

都道府県知事

殿

指定都市市長

実施機関名:

実施機関代表者氏名:

印

平成28年 都道府県・市地域限定保育士試験における
保育実技講習会実施機関承認申請書

標記について、次により保育実技講習会の実施機関として承認されるよう関係書類を添えて申請する。

講習会の名称		
指定保育士養成施設の名称		
指定保育士養成施設の主たる事務所の所在地等		
講習会を実施する会場の所在地 (都道府県又は指定都市単位)		
開講期間		受講定員
教育内容編成主任の氏名		
講習会の内容		
科目名	開講時間	担当講師の氏名
保育の表現技術(音楽表現)		
保育の表現技術(造形表現)		
保育の表現技術(言語表現)		
保育実践見学実習(事前指導)		
保育実践見学実習		
保育実践見学実習(事後指導)		

(注)開催要綱等、講習会の内容がわかる資料を添付すること。

平成 年 都道府県・市地域限定保育士試験
における保育実技講習会修了証書

氏 名
生年月日

あなたは、「地域限定保育士試験における保育実技講習会の実施について」(平成 年
月 日雇児発 第 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に定める「平成28
年 都道府県・市地域限定保育士試験における保育実技講習会」を修了したことを
証します。

平成 年 月 日

知事・長

(指定保育士養成施設の長)

(承認を受けた実施機関の長)

(別添)

保育実践見学実習実施要領

1 保育実践見学実習の目的

保育実技講習会の受講者について、実際に子ども達がどのように保育所その他の児童福祉施設（以下「保育所等」という。）で過ごし、実際の子どもの成長の様子について実体験を通して、実際の保育士としての勤務や保育表現技術を含めた実践での保育士の活動への理解を深めるため、保育実践見学実習（以下「実習」という。）を実施するものとする。

2 実習を行う施設の選定方法

実習は、保育人材の養成について理解があり、受講者に適切に指導・助言をすることができる保育所等で実施することとし、実施機関が実習先施設を選定し、受講者の受入に関する調整を行う。

3 実施機関における事前準備

(1) 実習先施設との調整に関すること

実習の内容（スケジュール等）

- ・ 1日の実習受入時間は、休憩時間を除いて6時間を基本とすること。ただし、受入の時間帯は受入先施設の事情を考慮すること。
- ・ 実習開始前に、実習先施設の概要、特徴、一日の流れなどについて説明すること。
- ・ 1回の実習で、異なる年齢やクラスを見学・体験できることが望ましい。
- ・ 受講者は子どもと別の場所で食事をするを基本とするが、子どもと一緒に食事ができるよう工夫することも望ましいこと。
- ・ 児童の午睡の時間帯や実習終了後にレポートを作成させること。
- ・ 実習の最後に30分程度、実習先施設の保育士との質疑応答の時間を設けること。
- ・ 別添の参考「保育実践見学実習受入指針」を参考にすること。

実習の受入日、受入人数、受講者の氏名等

- ・ 1か所の実習先施設で受け入れる受講者は1つのクラス単位に1～3人程度が適当と考えられるが、具体的には実施機関が実習先施設と調整すること。

実習修了後に実施機関に伝える内容（受講者の態度や行動等）

(2) 受講者に関すること

保険への加入に関すること

- ・万が一の事故に備え、実施機関は受講者に係る傷害保険等の保険に加入すること。

細菌検査に関すること

- ・感染症など衛生面での配慮が特に必要であるため、子どもの給食（調乳・配膳等も含む。）に関すること等については受講者が直接関わらないことを原則とする。
- ・受入先施設が、配膳等の子どもの給食に関わることを可能とする場合は、受講者に事前に細菌検査を受けさせるものとする。

予防接種に関すること

- ・予防接種の接種状況を確認する。（麻しん、風しん、三種混合（ジフテリア、百日咳、破傷風）、流行性耳下腺炎（おたふく）、水痘（水ぼうそう）、結核等）
- ・予防接種を接種していない場合等は、受入先施設から実習の参加について了承が得られない場合があるので、予め受講者に周知する。

実習先施設に関すること

- ・実習中は実習先施設の指示に従うこと。
- ・実習中及び実習後においても児童や職員の個人情報を漏らさないよう予め受講者全員に誓約書を提出させること。
- ・実習終了後に実習先施設を通じてレポートを提出すること。
- ・実習先施設に遅刻した場合や必要な期間に実習に参加できなかった場合には、保育実技講習会全体を修了したものとみなさない場合があること。
- ・身支度・服装、言葉遣い・行動に関する留意事項。

4 実習当日の対応

(1) 実施主体の対応

- ・実習先施設に実施主体の職員が同行することが望ましいが、実習先施設との調整により、同行しないことも差し支えない。
- ・同行しない場合においても、実習先施設及び受講者からの緊急連絡に対応できる体制を確保すること。

(2) 実習先施設の対応

- ・受講者の名簿を備え、本人確認を行うこと。
- ・実習終了後に30分程度時間を設け、実習の中で感じたことを保育士との質疑応答や保育士側からの気づきについて助言・指導を行う。

5 実習修了後の対応

- ・実習先施設は、実習終了後、実施主体に対し、受講者の出席状況等の受講状況を報告する。
- ・受講状況については、実施主体が示す事項に従って記載する。

6 実習を実施することが困難な場合

- ・実施機関においてやむを得ない事情等により、実習を実施することが困難な場合は、実習に代えて、映像等を活用した演習により行うことも可能とする。ただし、この場合において、実習のねらい等実習で学ぶべき内容を網羅して実施するとともに、レポートを提出させること。
- ・実習先施設の事情や実習生の体調により、実習先施設から実習の受入が認められない場合があるので、実習の代わりとなる補講等の代替措置を用意すること。

(参考)

保育実践見学実習受入実施指針

1 保育実践見学実習の実習生受入の意義

- (1) 保育を担う人材の育成を支援する。
- (2) 実際に子ども達がどのように保育所等で過ごしているのか、実際の子ども達の成長発達の様子はどのようになっているのか、実体験を通してしっかりと子ども達と向き合い理解できるようにする。
- (3) 指導を行うことにより、保育士が自らの保育を見直し、保育所全体の保育の質の向上に繋げることができる。

2 受け入れる保育所等の職員の心構え

上記1にある「受入の意義」をしっかりと理解し、実習生の指導を行う。

(1) 事前準備

実習の目的や内容、注意事項などを確認する。

受入態勢を整える(職員、保護者及び子どもへの周知)。

希望や目的に合わせた、実習のプログラム(日程)をつくる。(休息時間の確保・45分:お茶を飲んだり、実習ノートを記入して良い時間とする。実習生にも伝える。)

実習のサポートの仕方を予め相談しておく。

(2) 実習への導入

実習を始める前に緊張を和らげ、子ども達とスムーズに関われるように配慮する。

(3) 実際の実習

内容を明確にし、質問や感想を受ける場をつくる。

トラブル(事故)のないように見守りと指導を行う。

実習記録はなるべく早めに記入して本人へ渡す。

(4) 実習の振り返り

実習の最後には必ず反省会を行い、担当した職員も一緒に実習を振り返る。

反省会の司会・進行は実習生が行うことが望ましい。

3 実習生受入の流れの確認

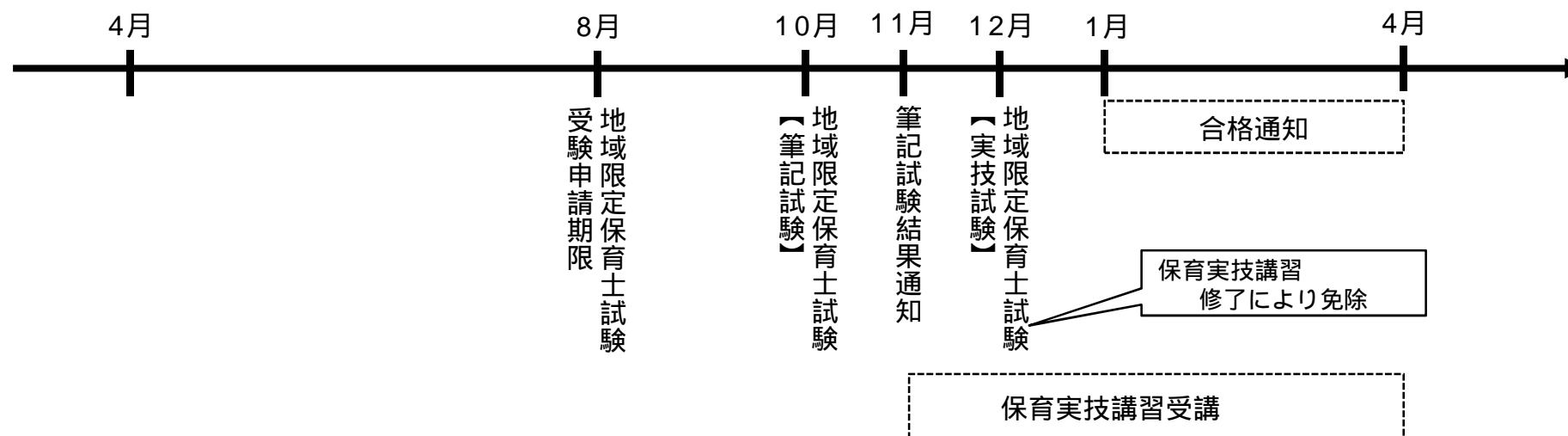
実施機関と実習受入の流れについての事前打ち合わせを実習実施前までに余裕を持って行う。

4 その他の留意事項

- (1) 実施機関の意向も踏まえた実習内容とすること。
- (2) 休憩時間を確保し、お茶を飲んだり、レポートを書いてよい時間とすること。
- (3) 本実習が、保育士試験の実技試験の代わりという趣旨を踏まえ、可能な限り、受講生が実際の保育の表現技術の場面に関わることができるように配慮する。また、受講者が保育現場や子どもに対する理解を深められるよう、実習先施設での1日の流れを体験できるようにすること。

【参考】筆記試験合格後に保育実技講習を受講することにより実技試験を免除する場合

地域限定保育士試験の筆記試験合格後、保育実技講習（仮称）を修了することにより、当該試験の実技試験を免除する。



【留意事項 1】

筆記試験合格後から保育実技講習を受けるまでの期限を定める（少なくとも試験実施年度内）必要があるため、この期間に限定して保育実技講習を開講する必要がある。このため、地域限定保育士試験を実施する都道府県において、指定保育士養成施設等と相談の上、講習実施機関を確保することが必要。

【留意事項 2】

保育実技講習修了後に試験合格となるため、当該講習修了の確認作業等を踏まえると、原則として、3月中に講習修了証を試験実施機関に提出することし、講習修了の確認期間が長期に及ばないようにする必要がある。また、受験申請時に予め実技試験受講か、講習受講かを受験者に選択させることで、事務の繁雑さを防ぐことも必要。